

岐阜市スタートアップ認定制度募集要項（令和7年度）

1 概要

岐阜市スタートアップ認定制度は、革新的なアイデアで短期的に成長する企業を岐阜市認定スタートアップ企業として認定し、集中的な支援を実施することで、成長の促進をサポートし、岐阜市から全国、世界へ羽ばたくスタートアップを創出することを目的とする。

2 応募要件

以下の項目を全て満たす企業が応募対象となります。

- (1) 本市が運営する Neo work-Gifu（岐阜市高砂町 1-17 岐阜イーストライジング 24 2F）のセンター長の推薦を受けていること
- (2) 市内に本社機能や事業所等がある、又は認定があった日から 6 か月以内に市内に事業所等を設置する者
- (3) 法人であり、かつ登記済みであること
- (4) 代表権を有する者及び役員に、社会的に信頼を失うような法令違反、又は事故がないこと
- (5) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
- (6) 国税、県税及び区市町村民税の未納がないこと
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条に規定する営業許可又は第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業者ではないこと
- (8) その他、市長が不適当と認める事由を有する者ではないこと

3 応募方法

① 応募期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 5 月 9 日（金） 17 時締切

② 応募書類

岐阜市公式ホームページ

(<https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1031855/1031856/index.html>) に掲載

③ 応募書類の提出方法

岐阜市オンライン申請サイト (<https://logoform.jp/f/aweGe>) より提出

4 認定方法

具体的な審査内容については非公開とします。

申請書類確認

岐阜市スタートアップ推進室において、申請要件の確認等を行います。確認後、応募者に審査日時や場所等を連絡します。

岐阜市スタートアップ認定審査委員会による審査

ベンチャーキャピタリスト等の有識者等からなる委員が審査を行います。

【審査基準】

(1) 先進性

事業内容が創造性に富んでおり、他企業との差別化が図られているか

(2) 成長性

グローバルに活躍することに対する意識や、持続的な課題解決を通じた成長に対する意識等、事業内容が将来にわたって、成長を期待できるものであるか

(3) イノベーション

事業内容が経済や社会に新たな価値を生み出すものであるか

(4) 経営者の意欲

経営者として事業をリードしていくという強いリーダーシップや心構え、確固たるビジョンを持っているか

(5) インパクト

自社の製品・サービスによって、どのような地域・社会課題を解決し、どの程度のユーザー数への波及効果があるか。また、自社による課題解決を通じて、ほかのどのような地域・社会課題解決に繋がると期待できるか

(6) 地域性

地域に愛着を持ちつつ、今後の飛躍・成長を通じて次の時代を切り開く意欲を持ち、地域経済への貢献や地域課題の解決に資する事業内容となっているか

(7) 実現可能性

財務面で不安が少なく、経営計画が根拠のあるものになっており、事業内容と経営計画が一致しているか

【審査方法】

審査は、応募書類と 10 分間程度のプレゼンテーションを基に岐阜市スタートアップ認定審査委員会で行います。

認定の決定

岐阜市スタートアップ認定審査委員会での審査結果を踏まえ、市長が決定します。

5 スケジュール

募集 : 令和7年4月1日（火）～5月9日（金） 17時締切
申請書類確認 : 5月9日（金）～5月20日（火）
審査 : 6月上旬頃を予定
結果通知 : 6月中旬頃を予定

6 認定企業の特典 ※適宜更新及び変更を行う

- ・「（仮称）岐阜市認定スタートアップ企業」の名称の使用
- ・岐阜市信用保証協会の創業者支援資金の「スタートアップ認定枠」を利用する場合、保証料の全額補填及び3年間の利子補給
- ・Neo work-Gifu（コワーキングスペース）の無料利用（1年間）
- ・本市や支援機関等との協業・実証実験機会の優先的な調整支援
- ・GIFU IGNITEをはじめとしたイベント等への登壇機会の優先的な提供

7 その他

- ・応募書類は返却しません
- ・応募書類に記載された情報は本人の同意なしに本事業以外の目的で利用および第三者への提供はしません
- ・認定企業の企業名、代表者名、所在地、事業概要は公表することがあります
- ・応募内容に関する著作権その他の知的財産権は応募者に帰属します
- ・応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、または係争中でないことが条件です
- ・応募内容に関して、虚偽の記載が発覚した場合、応募が無効となる場合があります
- ・公序良俗に反する事業を行う企業や市からの通知・連絡に応じない場合など、認定することが適さないと判断した応募者は、審査対象から除外する場合があります
- ・認定企業への聞き取り調査を行うことがあります
- ・認定企業の認定又は取消しを行ったときは、法人名等を公表します

8 お問い合わせ

経済部商工課スタートアップ推進室

kei-shoukou@city.gifu.gifu.jp

058-214-2771